平成２８年（フ）第２０号
愛知県豊川市大崎町野添61番地の１
債務者　上田　洋子
１　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　後藤　年宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月29日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第５９１号
名古屋市中川区荒子４丁目317番地　マンション扇菊401号
債務者　鍵谷　剛司
１　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青山　玲弓
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午後２時20分
５　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４７４号
愛知県春日井市鳥居松町１丁目161番地１　Ｖｉｃｔｏｉｒｅ１202号
債務者　真和興業こと　佐藤　真吾
１　決定年月日時　平成28年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安積　孝師
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月４日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４号
群馬県桐生市黒保根町八木原59番地、従前の住所埼玉県加須市諏訪１丁目９番２号
債務者　森永　孝行
１　決定年月日時　平成28年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山　弓子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月23日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第２７号
新潟県糸魚川市一の宮４丁目４番49号
債務者　近藤　隆幸
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原野　聖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２８号
新潟県上越市春日山町１丁目８番７号　ハイツブランシェ202号、住民票上の住所新潟県糸魚川市蓮台寺１丁目４番８号
債務者　近藤美枝子
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原野　聖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月１日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５８２号
北海道北広島市栄町１丁目２番地　１―807
債務者　寺澤　敏美
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９２号
北海道恵庭市相生町161番地１（ロマンコート401号）
債務者　伊藤　清貴
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６２９号
札幌市東区北23条東19丁目４番26号　ルナコート23―102号
債務者　長澤　政徳
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４６号
札幌市南区澄川３条１丁目８番14―203号
債務者　庄司　和範
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６５９号
札幌市中央区北２条東２丁目１番地34　けいほくビレッジ401号
債務者　山川　克也
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７２号
札幌市東区北30条東17丁目４番１号　リジョイス壱番館103号
債務者　中森　俊博
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３３号
茨城県坂東市辺田1169番地
債務者　中山　雪江
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３４号
茨城県坂東市辺田1169番地
債務者　中山　美穂
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第３６号
茨城県坂東市上出島1129番地３
債務者　種田　芳子
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４５号
茨城県結城郡八千代町大字栗山429番地９
債務者　湯本小百合
１　決定年月日時　平成28年４月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６１号
埼玉県朝霞市三原１丁目２番40―211号
債務者　塚田　光信
１　決定年月日時　平成28年５月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係